

第 1 2 章 その他

第 1 危険物の特殊な取扱い

1 危険物規制の例外

- (1) 発電所、変電所等の取扱いについて【昭和 40 年 9 月 10 日自消丙予発第 148 号】
発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リクアトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（油入ケーブル用のヘッドタンク、別置型変圧器油冷却器等）については、危険物関係法令の規制の対象としない。なお、発電所等に設置される前、及び、発電所等から取り外された後の変圧器等は、危険物関係法令の規制となる。
- (2) 自動車の燃料タンクについて【昭和 49 年 7 月 30 日消防予第 102 号】
自動車の燃料タンクに収納している危険物については、危険物関係法令の規制の対象としない。
- (3) 常置場所において、危険物を積載した状態で移動タンク貯蔵所を常置させている行為は、危険物の移送中の範囲とみなされる。また、当該常置場所を常時監視できる場所に、危険物取扱者免状を携帯した職員が配置されており、危険物の保安の確保を図ることができる状態であれば、さしつかえない。【昭和 51 年 5 月 31 日消防危第 4 号】

2 工事現場における土木建設重機への給油につて

- (1) 【昭和 48 年 11 月 6 日消防予第 146 号】により指導すること。
- (2) 工事現場における移動タンク貯蔵所からの直接給油については原則認められない。【昭和 57 年 5 月 7 日消防危第 56 号】なお、大規模開発などの建設現場等で、重機をガソリンスタンドに持っていくことが困難な状況にある場合、少量危険物取扱の届出をするよう指導する事。

3 移動タンク貯蔵所からの給油行為について

移動タンク貯蔵所から直接の給油行為は原則認められないものとする。ただし、引火点 40℃以上の液体の危険物の取扱いを注入ホースの先端部に手動開閉装置を設けた注入ノズルにより行う場合はこの限りでない。【昭和 57 年 5 月 7 日消防危第 56 号】
【平成元年 6 月 5 日消防危第 52 号】

4 危険物施設における定期点検等における仮貯蔵仮取扱いについて【昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号】

- (1) 地下タンク貯蔵所

定期点検に伴い、地下タンク貯蔵所の地下タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。この場合において、仮取扱いと仮貯蔵が一連の作業として実施される場合は、一の申請とすることができる。

(2) 給油取扱所

定期点検に伴い、給油取扱所の地下タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合又は当該施設に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵等の承認を要しない。ただし、当該製造所又は取扱所以外の場所に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認が必要である。

第2 規制区分について

- 1 製造所等で配管で接続された相互間における規制区分については、以下の方法により区分すること。
 - (1) 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所の附属配管の範囲は、原則として A 施設から指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までとする。
 - (2) 地下埋設配管等 B 施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、A 施設から B 施設の保有空地境界までを A 施設の附属配管とする。
 - (3) 建築物の一部に設置される製造所又は一般取扱所にあつては、A 施設から B 施設の壁までを A 施設の附属配管とする。
 - (4) 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の附属配管の範囲は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。
 - (5) 地下埋設配管等保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界まで若しくは、建築物直近のバルブ等を貯蔵所の附属配管とする。

第3 予防規程

予防規程の作成に当たっては、【平成 13 年 8 月 23 日消防危第 98 号】に留意し指導すること。

第4 消火設備について

消火設備の基準については政令第 20 条によること。

- 1 消火設備を、他の防火対象物又は製造所等の消火設備と兼用する場合は、水源、予備動力源、消火薬剤、ポンプ設備等について、容量及び能力の大なる方の基準を満たすように設けること。ただし、消火設備の消火範囲が隣接している場合（開口部を有しない隔壁で

区画されている場合を除く。)は、同時に使用できる容量及び能力を確保すること。また、ポンプ設備を共有する場合は同種の消火設備であること。

2 第1種、第2種及び第3種の消火設備の設置に関しては、規則、政令、告示に定められたもののほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」【平成元年消防危第24号別紙】によること。

3 製造所等における法第17条の適用について

(1) 1棟全部が製造所等である場合、消防用設備等は法第10条第4項の規定に適合すればよく、法第17条の規定に適合しなくてもよい。これは、製造所等に設置すべき消防用設備等に関する法第10条第4項の規定は、消防用設備等の設置に関する一般規定たる法第17条に対し、特別法たる地位を有するものであるからである。

(2) 棟の一部分に製造所等がある場合、製造所等の部分は法第10条第4項により設置し、これを除いた部分には法第17条の規定による消防用設備等を設置すること。

4 電気設備の消火設備について

電気設備のある場所には、分電盤、電動機等のある場所が該当し、電気配線、照明器具等のみが存在する場所は該当しないものとする。

政令第17条給油取扱所における電気設備の面積算定については、原則敷地面積で計算すること。

第5 その他

既存の危険物施設において許可を受けているが、当基準に適合していない構造・設備を有する施設に関しては、当該施設の変更時に是正指導すること。

附 則

この基準は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。